

乳酸菌飲料のゴミの出し方

「ペットボトル」で分別するもの

キャップ付きのボトルはペットボトルです。



キャップとラベルは外して、プラスチック製容器包装の日に出します。

ラベル

PET

「プラスチック製容器包装」で分別するもの

回して開けるキャップではなく、素材がアルミやプラスチックの、貼りついたふたのもの。



アルミのふたは燃えるごみで出します。

ボトル、ラベル、ふた、ストローの袋 → 「プラスチック製容器包装」

ふた

PET

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

7月は福岡県同和問題啓発強調月間です

福岡県では、同和問題の早期解決を目指して、昭和56年度から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、各種の啓発行事を実施し、差別をなくす取組を展開しています。

同和問題は、同和地区に生まれたという理由だけで日常生活のいろいろなところで差別を受けるといふ重大な社会問題です。「健康で幸せな人生を送りたい」と、人として誰もが持つこうした願いは、侵すことのできない権利「基本的人権」として全ての人に保障されています。

この基本的人権をお互いに尊重し、みんなの力でだれもが平等で明るく幸せに暮らしていける社会をつくっていきましょう。

◎期間中の主な行事

福岡県同和問題講演会

- 日時 7月22日(土)13:30~15:05
- 会場 クローバープラザアリーナ棟 大ホール(春日市原町3丁目1-7)
- 講演 あたらしい部落問題
- 講師 フリーライター 角岡 伸彦さん
- 申込 不要
- 参加費 無料

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142) 福岡県人権啓発情報センター TEL 092-584-1271

児童の虫歯予防処置「シーラント」のお知らせ

初めての永久歯(6才臼歯)を虫歯から守るため、虫歯になりやすい奥歯の溝を薄いプラスチックの膜で覆う「シーラント」を行います。希望される方はお申し込みください。

- 日時 7月22日(土) 13:30~15:00 (1人につき10分程度 予約制) ※当日は歯みがきをしてきてください。
- 場所 げんきの杜 保健指導室
- 対象者 6才臼歯が生えている小学生で、シーラントを4本完了していない児童
- 費用 無料
- 締め切り 7月14日(金)
- 申し込み・問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線231)



認知症サポーター養成講座を開催します

認知症の方に優しい町づくりのため、小中学生を対象とする認知症サポーター養成講座を開催します。当日はオレンジカフェを開催しており、キッズサポーターとして活動していただける方のご参加をお待ちしています。 ※保護者の方のご参加もできます。

- 日時 7月26日(水) 9:30~11:30
- 場所 げんきの杜 大広間
- 内容
 - ・認知症について(包括支援センター職員による講話)
 - ・認知症の方への接し方(大川病院職員による演劇)
 - ・オレンジカフェ見学、参加
 - ・質疑応答、アンケート記入、サポーター認定授与
- 対象者 町内小中学生で、認知症サポーター活動に興味のある方 ※送迎の必要な方はご相談ください。
- 申込方法 7月19日(水)までに地域包括支援センターに申し込みください。
- 申し込み・問い合わせ先 上毛町地域包括支援センター(げんきの杜内) TEL 84-7322(内線431)

後期高齢者医療被保険者の皆様へ

8月から被保険者証が新しくなります

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、令和5年7月31日までです。

8月1日から使用できる被保険者証(うす緑色)は、7月下旬に簡易書留にて送付します。

(ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期限の短い被保険者証を窓口にてお受け取りいただくことがあります。) 7月31日までに新しい被保険者証(うす緑色)が届かない場合は、長寿福祉課までお問い合わせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の有効期限は、令和5年7月31日までです。

すでに認定証をお持ちの方で、令和5年度も同じように条件を満たす方には、新しい認定証を 7月下旬に送付します。

新たに認定証の交付を希望する場合は、長寿福祉課にて申請手続きが必要となります。

申請に必要なもの 被保険者証、被保険者のマイナンバーが確認できる書類

※代理で申請される場合は、代理人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)が必要です。

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線217) 福岡県後期高齢者医療広域連合 TEL 092-651-3111

マイナンバー誤登録の報道に不安を感じている方へ

他の自治体で、公金受取口座に別人名義の口座が誤って登録されていた事案がテレビなどで報道されました。公金受取口座やマイナポイントの登録状況は、住民課へ必要なものをお持ちになっていただければ確認ができます。ご質問やご不安に感じることがございましたら、住民課へお問い合わせください。

マイナンバーカードに関する登録状況の確認方法

確認したいこと	必要なもの	確認できるところ	
		ご自宅など	住民課
公金受取口座の登録状況	①マイナンバーカード ②マイナンバーカードの4桁数字の暗証番号 ③登録した口座情報(金融機関、支店名、口座番号)	スマートフォンなどで「マイナポータル」にログインし、「注目の情報」を選択して確認	ご本人(15歳未満の方は親権者が代理でも可)が必要なものをお持ちになり、支援端末で確認
健康保険証の利用申込状況	①マイナンバーカード ②マイナンバーカードの4桁数字の暗証番号		
マイナポイントの申込状況	①マイナンバーカード ②マイナンバーカードの4桁数字の暗証番号 ③申込したキャッシュレス決済サービスのカードなど	スマートフォンなどで「マイナポイント」にログインして確認	

●問い合わせ先 住民課 生活窓口係 TEL 72-3116(内線144)